

優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について【補足事項】

7月13日付けで通知いたしました優生手術に関する個人記録の保有状況調査について、下記の1・2のとおり補足事項をご連絡いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1. 調査の回答について

都道府県、指定都市及び中核市の母子保健主管部局長に宛てた「医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）」（平成30年7月13日付子発0713第2号）及び都道府県の母子保健主管部局長に宛てた「保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）」（平成30年7月13日付子発0713第3号）に添付した調査要領では、「（参考）回答の基準について」のア～ウ）に「ある」、「ある可能性がある」及び「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例についてそれぞれお示ししているところです。

末尾の※印部分に、「イ及びウの両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。」と記載しておりますが、これは職員や元職員が過去に優生手術に関する個人記録を確認した記憶又は証言があるものの、当該個人記録を確認した時点が過去のものであり、文書保存年限により調査時点においては廃棄されていると考えられる場合を想定しているものです。

（例）職員が10年程前に昭和60年の資料の中に優生手術に関する個人記録を確認した記憶があるが、昭和60年の資料は文書保存年限に照らして3年前に全て廃棄されている場合

一方で、保存年限に照らして廃棄されているはずの時期の資料であったとしても、当該保存年限を超えた時点において職員が確認した記録や証言がある場合、保存年限を超えて保管されている可能性があるため、こうした場合には、「ある可能性がある」を選択していただきますようお願いいたします。

（例）文書保存年限によると昭和60年の資料は3年前に全て廃棄されているはずであるが、職員が昨年、優生手術に関する個人記録を含む昭和60年の資料を確認した記憶又は証言がある場合

また、母体保護法の施行後に設立された医療機関や福祉施設であっても、診療記録やケース記録の引き継ぎを受けるなどにより優生手術に関する個人記録を保有している可能性があることから、職員や元職員の記憶又は証言がある場合には、「ある可能性がある」を選択していただくようお願いいたします。